

知っておこうキ

学生の皆さんが学生生活を送るうえで大切なことを掲載しています。何かわからないことがあったときに、参務部は皆さんが安心して勉学に専念し、それぞれの個性を伸ばし能力を生かすための修学上、経済上、健康

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

ヤンパスルール

考にしてください。さまざまな問題に直面したときはひとりで悩まず，気軽に学務部へ相談してください。学
上等,安定した環境整備と条件整備に努めています。皆さんの学生生活が充実したものになるよう願っています。

通学におけるルールとマナー

自動車通学について

本学は、入構ゲートシステムを採用しています。ゲートを通過するためには、事前に入構ゲートカードの発行を受け、所持している必要があります。カードは、通学距離の条件を満たす学生に対して、駐車場数の範囲内で交付されますが、免許取得後1年未満の学生及び学部1年次生・2年次生へは、特別の場合を除き交付されないことをご承知おきください。また、学部3年次生以上であっても、必ずしもカードが交付されるとは限りませんので、交付を希望する場合は、所属学部の学務係にお問い合わせください。

大学構内は、一般道と同様の交通規制を敷いています。制限速度を守り、路上や歩道などに駐車しないよう心掛けてください。駐車場以外に駐車した場合は、チェーンロックを行う場合があります。学外においても、大学近隣の商業施設駐車場に無断駐車することは、私有地における不法行為としてあなた自身が損害賠償請求されることとなります。絶対にそのようなことはしてはいけません。

車を運転するなら自動車保険に加入していることは当然のことですが、大学生の場合、自動車保険が「家族限定」となっている場合が多く、友人に車を貸して事故を起したが損害賠償を保険で支払えない事態に陥ることがしばしばあります。自分以外の友人などに車を貸すことはやめましょう。

バス通学について

大学路線バスは、大学を経由して大学病院へ運行されています。バスに乗車される方は、病院に通う体調の悪い方、高齢の方、病気の方等です。これらの方が優先的に利用できるよう、健康な学生は優先席を譲ってください。また、車内で他人に不快を与える大声での会話は慎みましょう。皆さんは学生であると同時に社会人としてのマナーを守り、座席を譲る等、弱者を支え合う思いやりのある行動を取ってください。

バイク通学について

大学構内は、一般道と同様の交通規制を敷いています。制限速度を守り、所定の駐輪場に駐輪してください。特に、保健管理センター近辺は救急車が乗入れますので、白線内に整列駐輪してください。また、中央広場等（バス停から大学会館前、図書館付近、全学共通教育講義棟前など）は、バイク乗入れを全面禁止としています。

自転車通学について

自転車と歩行者の事故が多発していることを受け、2022年4月、岐阜県自転車条例が施行されました。同条例では、ヘルメット着用などの安全運転義務はもとより、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車を運転する場合は、必ず、自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

構内は、各建物付近に所定の駐輪場・駐輪スペースが設けられています。それ以外の場所に駐輪しないでください。また、自転車の盗難が後を絶ちません。自転車盗難のほとんどが鍵のかけ忘れによるものです。駐輪する際は、必ず2重ロック（2か所に鍵をかける）を心掛けてください。

構内における放置自転車の問題も後を絶ちません。卒業を機に自転車を放置するようなことは絶対にしないでください。

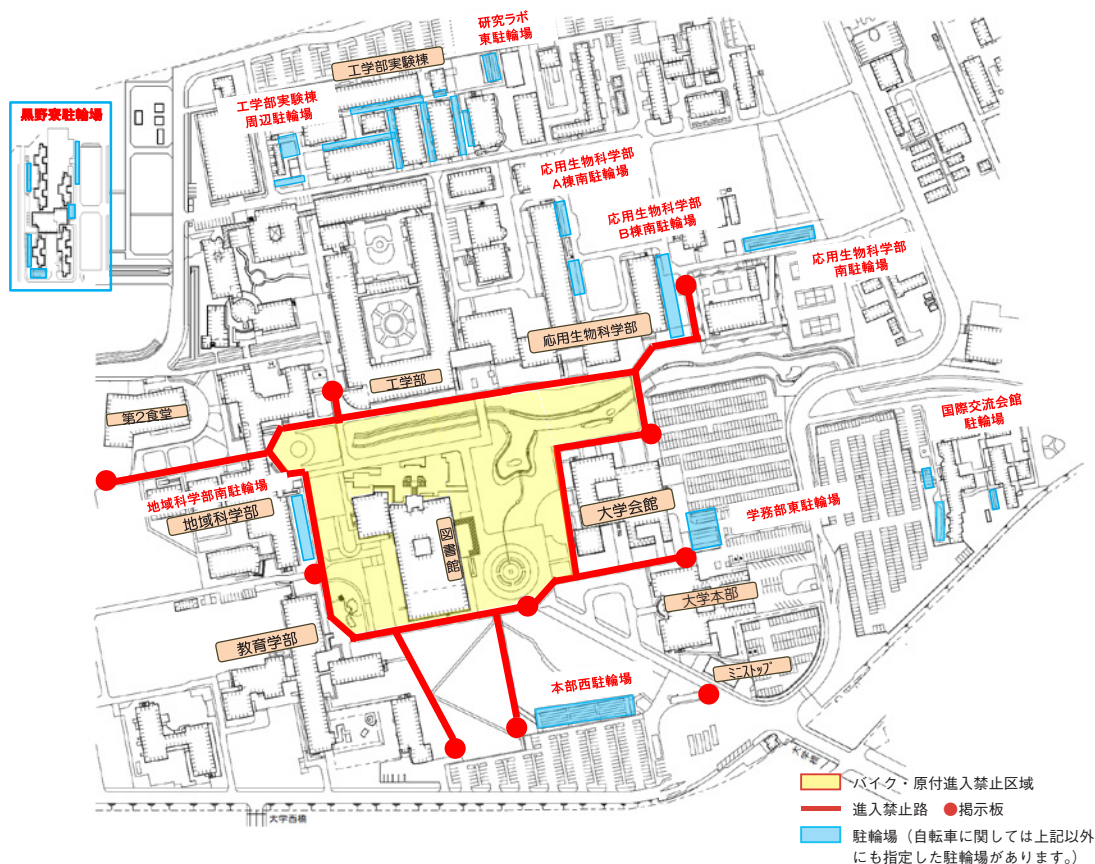
バイク、自転車の撤去・処分について

バイク、自転車を所定の場所以外に駐輪した場合は、強制移動や車輪ロックを行います。特に、視覚障害者用歩行道路（点字ブロック上やその周辺）には絶対に駐輪しないでください。

また、駐輪場内であっても、長期にわたって放置されているバイク・自転車については、所有権を放棄したものとみなし、大学で処分します。その場合、大学は処分について一切の責任を負いません。



黄色の範囲は、二輪車(バイク・原付)の進入禁止区域です！



岐阜大学 柳戸地区構内交通対策要項（抜粋）

（定義）

第2 この要項における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- 二 「二輪車」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- 三 「車両」とは、自動車及び二輪車をいう。

（遵守事項）

第4 車両により入構した者は、道路交通関係法令のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 車両で通行できる道路は、構内道路及び構内道路から宿舍、駐車場又は駐輪場へ至る道路とする。
- 二 駐車場及び駐輪場以外の場所では駐車しないこと。
- 三 車両は、レンガ、石等で舗装された広場及び道路に駐車しないこと。

法令順守を心掛けてください。

令和元年12月1日に改正道路交通法が施行されました。

スマートフォン使用中（ながらスマホ）の罰則が強化されるとともに、同違反に係る基礎点数及び反則金の額が引き上げられました。（参考：全日本交通安全協会HP <https://www.jtsa.or.jp/new/koutsuhou-kaisei.html>）

キャンパスは敷地内全面禁煙

岐阜大学は、学生の皆さんが大学生時代に生涯の健康を守るための習慣を身に付けることが大切だと考えています。

そのひとつとして学生時代に喫煙習慣を付けないようにするために、健康的で美しいキャンパスを目指して「キャンパス内全面禁煙」としています。

この効果は、学部学生の喫煙率が、1998年の〈14.6%〉から2023年の〈1.1%〉まで低下したことからも明らかです。



岐阜大学禁煙宣言

喫煙は、がん、心臓病、脳卒中、呼吸器疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病、さらには妊婦、子供の健康に大きな影響を与えます。

喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない重大な健康問題です。

人材育成と社会貢献を使命とする岐阜大学は、2005年4月から健康的で美しいキャンパスを目指し「**キャンパス内全面禁煙**」を宣言しました。

禁煙サポートについて

保健管理センターでは、無料で禁煙支援を行っています。ニコチンパッチを使用したニコチン代替療法により無理なく禁煙できます。

喫煙習慣のある方は、自己健康管理のため、保健管理センターで相談してください。



インターネットを利用する時の注意事項

学生の皆さんは、パソコンやスマートフォン・タブレット端末を用いてインターネットを利用していることと思います。大学生活でも、各種通知・申請や証明書発行依頼、講義資料の閲覧やレポート提出など、インターネットを活用する場面はとてたくさんあります。

しかし、不適切・不用意なインターネットの利用は、他者に迷惑や損害を与えたり、自分や友人の家族にも大きな迷惑を与えたりします。

学生の皆さんが安心・安全にインターネットを利用できるよう、利用する際の“常識”を理解しましょう。



岐阜大学キャンパス情報ネットワークを利用する際に知っておいてほしいこと

岐阜大学のキャンパス情報ネットワークを利用する際は、必ず次のルールを守って、安心・安全にインターネットを利用してもらえることを願っています。

1 講義や自主学習等を目的として利用してください

岐阜大学キャンパス情報ネットワークは、教育・研究及びこれに関連する活動のために運用されています。この目的に反する利用は許されていません。

2 ネットワークセキュリティを侵す行為は処罰対象となり得ます

東海国立大学機構から発行されたユーザアカウントを友人等と貸し借りする、自分のパスワードをノート等にメモする、簡単な文字列を設定するなどの行為は、自分だけでなく、大学全体のネットワークの安全性を脅かすことにつながるため、決して行ってはいけません。また、公式サポートが終了したOSを使用している機器や、セキュリティ対策を行っていない機器など、セキュリティに問題のある機器をネットワークに接続してはいけません。

3 大学内の各種連絡やお問い合わせ等には、東海国立大学機構が発行するメールアドレスを利用してください

個人的に利用している商用プロバイダや携帯電話会社のキャリアメールなどが発行するメールアドレス（Gmail、Yahoo!メールなど）では本人の確認ができません。大学内の各種連絡やお問い合わせ等には、必ず東海国立大学機構が発行するメールアドレスを利用してください。

4 キャンパス情報ネットワークの運用に協力してください

ネットワークシステムの保守作業やセキュリティ対策などのために、一時的な利用停止など利用者に不便をかけることがあります。これは、大学全体の利便性や安全性を確保するため必要であるため、ご協力をお願いします。

学務部 | MAP E-3 (P4)

著作権について

著作者の著作権を尊重するときの原則は、「他人が作ったものを無断でコピーしてはいけない」ということです。例えば、他人の自転車を無断で使ってはいけないということは、誰でも理解しているでしょう。自転車を無断で使用したら、所有権の侵害になります。しかし、著作権のように無体物の場合には、持ち主に迷惑をかけていない、他人の権利を侵害していない、という錯覚に陥りがちです。

更に、こんなにコピー機が普及していない頃には書き写すのが一般的で大変な労力をともなう作業でしたが、インターネット上やパソコン上では指先のちょっとした動きで簡単に大量にコピーができてしまいます。つまり、簡単に他人の権利を侵害してしまう恐れがあります。権利侵害には十分注意しましょう。

著作権による保護の対象となるもの（著作物）は著作権法に規定されており、第十条一項にて下記のとおり例示されています。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| (1)小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物 | (2)音楽の著作物 |
| (3)舞踊又は無言劇の著作物 | (4)絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物 |
| (5)建築の著作物 | |
| (6)地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 | |
| (7)映画の著作物 | (8)写真の著作物 |
| (9)プログラムの著作物 | |

著作権のあるもの（著作物）を著作者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害となります。注意しましょう。

インターネット上の情報はほとんど著作物です。安易にレポートに使用しないこと。使用時は、ルールに従った方法（引用ルール）で利用しましょう。

2011年1月より著作権法が改正され、違法にアップロードされている音楽や映像をダウンロードすることは、たとえ私的利用であっても、違法な行為となりました。ファイル交換ソフトなどで流通している音楽や映画のファイル、ゲームソフトは、ほとんどが違法にアップロードされている物ですので、違法ダウンロードや、権利侵害、個人情報の漏洩につながるファイル交換ソフトを使わないようにしましょう。

（参考：文化庁HP <https://www.bunka.go.jp/index.html> 参考図書：岡本薫「著作権の考え方」岩波新書）

学務部 | MAP E-3 (P4)

悪徳商法（マルチ商法、デート商法、クーリング・オフ制度）

近年、若者をターゲットにした「悪徳商法」と呼ばれる、悪質な物品の販売や強引な会員等の入会勧誘等の被害やトラブルが多発し社会問題となっています。

うまい話や甘い言葉にのせられて、安易に契約書にサインや印鑑を押してしまい、その後の処置のために勉強が手につかなかったり、経済的に苦しみ、人生を誤ってしまうケースさえあります。

(1)恋愛感情を巧みに利用し、契約へと誘導し高額な商品を買わされるのが「**デート商法**」です。携帯電話の「**メル友**」や出会い系サイトには危険がいっぱいです。

(2)楽して大儲けできるような誘いに乗って友達等に商品を売りつけるのが「**マルチ商法**」です。

商売はそんなに甘くありません。結局は、借金を抱えたり、友人を失うことになります。

(3)商品を売りつけるマルチ商法に対して、具体的な商品（モノ）ではなく、暗号資産（仮想通貨）や投資を商材にしたものが「**モノなしマルチ商法**」です。

投資の仕組みも分からず、不動産投資で仮想通貨の配当や人に紹介して報酬が得られるといった甘い勧誘にのらないようにしましょう。

(4)「アンケートに答えて」などと誘い出し、商品などを買わせるのが「**キャッチセールス**」です。

その場の雰囲気や契約することのないよう慎重・冷静に対処しましょう。

(5)交通事故の示談金を装い家族に学生が関係した事故が発生したので直ちに示談金を振り込ませる手口の「**振り込み詐欺**」が発生しています。このような、突然の電話があった場合に、家族が慎重・冷静に対応できるよう、日頃から家族への緊密な連絡を心がけてください。

また、心あたりのない請求書が郵送されたり、迷惑メールで不当請求されるなど、身に覚えのない請求がきた場合は、一人で対応せずに家族に相談してください。

以上の様な事柄に直面した時は、その場で直ちに契約書にサインや押印をすることはやめ、冷静に考えてください。世の中にはうまい話はそうありません。もし、被害にあったり、契約書にサインをしてしまって困った場合には、個人で解決しようとせず、必ず学生支援課、各学部等学務担当係、あるいは下記の相談窓口等に勇気をもって相談してください。

悪質商法に関する主な相談窓口

国民生活センター	https://www.kokusen.go.jp/
岐阜県県民生活相談センター	☎058-277-1003
岐阜市消費生活センター	☎058-214-2666
岐阜県警察安全相談室	☎058-272-9110
岐阜県弁護士会	☎058-265-0020 など

—参考になる情報—



関連サイトを
ご覧いただけます。

怪しげな勧誘に注意

大学キャンパス内では、学外者による販売行為や宗教活動・勧誘活動は一切許可していません。それにもかかわらず、キャンパス内においてこれらの勧誘等を行う者がいます。また、彼ら彼女らが皆さんの自宅へ訪問することもあります。

具体例をあげますと、カルト宗教の勧誘があります。皆さんも、宗教団体等の反社会的な行為や不可解な行動が大きな社会問題になったことはご承知のことと思います。不安定な心理状態でいると、勧誘活動をする宗教あるいは宗教的な団体の勧誘を受けて心が揺らぎ、何となく引きずられるように、最初は見学からと巧妙に誘いをかけ、どんどん取り込まれて、やがては入信することになってしまいます。例えば、「自己啓発セミナー」と称して参加させることから始めて、入信を勧誘するケースです。そして修行によって「何か」が得られると信じさせるものです。最近は大學生のみならず、高校生をもターゲットにしている動きもあります。勧誘の手口は、個別勧誘、戸別訪問のほか、メールマガジン、SNS等インターネットを使ったものもあります。

勧誘は、いつも始めは優しく誘い、脱会は自由ですと言いながら、入会や入信後はなかなか脱会しにくいようになっています。

正体を隠した勧誘は違法です。「自分には関係ない」、「自分は勧誘されてもひっかからない」と自分を過信しないでください。もし少しでもおかしいと感じることがあったら、学生支援課に相談してください。

「危険な宗教」にのめり込まないための対策

- ◆誘われたグループについて、インターネット等も活用し、情報を集める。偏った情報や偽りの情報が提供されていないかを確認する。
- ◆少しでも疑問を感じたら、はっきりと断る。たとえ勧誘した人が魅力的に見えてもきっぱりと断る。
- ◆誰かに相談する。友人や家族など、第三者の意見や評価を聞く。
- ◆どんな状況においても自分自身を見失わない。

宗教への勧誘にしろ、悪徳商法、マルチ商法にしろ、きっぱり断ることが肝心です。

薬物について

昨今複数の大学において学生が大麻所持・栽培等により取締法違反容疑で逮捕されるとともに、また社会においても危険ドラッグなども問題となっています。

大麻等の薬物は、本人の健康のみならず精神をも破壊し人生をボロボロにする魔の薬です。

貴重な学生生活が台無しとなるばかりでなく家族にも多大な迷惑を及ぼすこととなりますので、絶対に関与しないでください。

クーリング・オフ制度

巧みで強引なセールストークに乗せられて契約してしまい、後になって冷静に考え直すと、不必要な契約だったと後悔する場合があります。

こんな時、クーリング・オフをすると、一定条件のもとに、一方的に申し込みの撤回・契約の解除ができます。契約日を含めて8日以内（マルチ商法は20日以内）であれば、無条件で契約を解除することができます。

なお、通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。

クーリング・オフの詳細については、前のページの相談窓口等にご相談ください。

ハラスメントのない大学にするために

本学では、ハラスメントの防止及び排除のため、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応する学生相談室員及びキャンパスライフヘルパーを所属学部・研究科等に配備しています。

ハラスメントについては以下のものが考えられますが、この他に、修学上又は日常生活上での相談窓口としても利用できます。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的にはその言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

セクシュアル・ハラスメントには、次の2種類の態様があります。

対価型セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動を行い、それに対する相手の対応によって一定の利益又は不利益に影響を与えること。

環境型セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動を行い、就学を環境を悪化させること。



アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して、教育指導、研究活動等において、いやがらせ、暴力的発言や行為など、下位の者に精神的・身体的な障害を与えることを言います。

- 教育指導に関するものでは、指導を行わないことや研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為、学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとることや進路に関する妨害や干渉などがあります。
- 研究活動に関するものでは、研究テーマを与えない或いは研究テーマを強制する行為や研究機器を使わせないなどの研究活動を妨害する行為と研究成果を奪ったり、発表や論文作成を妨害したりする行為など恣意的な行為などがそれにあたります。
- 日常的な場面で見られることとしては、暴力的あるいは人格を傷つける言動、悪口や中傷、プライバシーに関することを言いふらすこと、退学や休学を促したり示唆したりすることなどがあり、このような行為は、嫌がらせの意図の有無にかかわらず、教育を受ける権利、教育研究を行う権利、あるいは人格権・自己決定権への侵害にあたるものとしてアカデミック・ハラスメントとみなされることがあります。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

パワー・ハラスメントとは、立場や権力の優位性を背景に、精神的、身体的苦痛を与える理不尽な行為のことです。大学においては、課外活動などの先輩、後輩間において生じがちですが、優位性とは、先輩、後輩の上下関係のみではなく、例えば、後輩が先輩よりも客観的に優れた能力があり、これを故意に利用した場合であれば、後輩であっても先輩に対するパワーハラスメントになります。

アルコール・ハラスメント（アルハラ）

アルコール・ハラスメントとは、酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害のことです。イッキ飲み、無理強いして飲ませる、酔ってからんだり暴言・暴力・セクハラなどのアルコール・ハラスメント行為によっては、命を失わせたり、また、傷害などの犯罪に発展する可能性のある極めて悪質かつ危険な行為であり、処分など厳正な措置をとることになります。

いうまでもなく20歳未満の飲酒は厳禁です。岐阜大学は20歳未満の飲酒を厳しく処分します。

クリーンキャンパス

岐阜大学のキャンパスは多くの動植物が生息する自然豊かで美しいキャンパスです。

年に数回、キャンパスや近隣地区を美しく保つため、サークルやボランティアの学生・教職員によるクリーンキャンパス活動が実施され、清掃活動や花の苗植えが行われています。

皆さんもクリーンキャンパスに積極的に参加するとともに、自然を大切にする、ポイ捨てをしない、自転車や粗大ゴミ等の不法投棄をしないなど、マナーの順守をお願いします。

サークルによる粗大ゴミ等の処分の仕方については学務部学生支援課へご相談ください。

環境対策の取り組み

岐阜大学環境方針に基づき、環境に配慮した特色ある諸活動を継続的に展開し、地域社会に貢献し、地域とともにありつづける大学として「環境ユニバーシティ」を宣言しました。(2009年11月27日)

岐阜大学環境方針

岐阜大学は、本学が掲げる理念を達成するとともに、「環境ユニバーシティ」としての取組みを継続発展させ、環境に配慮した大学環境を創り出すとともに、環境を担う優れた人材育成に努めます。

基本方針

1. 岐阜大学の特長を生かした環境教育・研究を推進します。
2. 教育・研究活動の環境側面を常に認識し、環境影響を評価し、汚染の予防に努めます。
3. 省エネルギー、省資源を推進し環境負荷の一層の軽減に努めます。
4. 教育・研究に関わる順守義務の適合に努めます。
5. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。
6. 教育・研究を通して、気候変動の緩和・適応及び生物多様性の保護に寄与します。
7. 毎年度活動目標を設定し、達成していきます。

岐阜大学は、この環境方針を学内外に周知し、広く公開します。

岐阜大学はISO14001を認証取得しています！

岐阜大学は全学でISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを運用しています。(附属病院を除く。)

ISO14001は環境に配慮した組織運営をするための国際規格です。

Let's ECO 行動

教室を最後に出るときは消灯しよう

空調の温度設定は控え目に
(室温の目安：夏28℃、冬19℃)

できるだけ階段を使おう

ごみは分別しよう

環境対策室では、環境活動と一緒にしてくれる学生を募集しています。

興味のある方は、下記メールアドレスまでご連絡ください。

iso_ems@t.gifu-u.ac.jp

岐阜大学環境対策室



関連サイトを
ご覧いただけます。